

あなたの生活設計のために 国民年金に加入しましょう

国民年金は会社や工場に勤める人の厚生年金、学校や役所の共済年金などいろいろな年金制度に加入していない、農業自営業、商店などで働く人を対象につくられた制度です。保険料はわずか1カ月450円です。現在、国民年金該当者でまだ国民年金に加入していない人が多くみられます。満20才以上の人は必ず加入の手続きをしてください。

なお、一般家庭の奥さんで勤めていない人も、年金に加入できますから夫婦そろって年金が受けられるように、加入をおすすめします。それでは、各種年金制度をみてみましょう。

■老令年金

25年以上保険料を納めた人が、65才になつたときから支給されます。支給額は25年納付で96,000円、40年納付で153,600円です。

■通算老令年金

国民年金の納付期間が1年以上あつて厚生年金の期間や、サラリーマンの主人と結婚期間などとあわせて25年以上あるときです。

■障害年金

国民年金に加入してから、病気やケガなどによつて身体に障害が生じたとき支給されます。支給額は1級障害で12万円

2級障害で96,000円です。

■母子・準母子年金

母子家庭や準母子家庭（祖母と孫または姉と弟妹の世帯）になつたとき支給されます。支給額は子ども1人の場合91,200円、子ども2人の場合96,000円です。

■遺児年金

両親をなくしたとき母子年金と同じ額が子どもに支給されます。

■死亡一時金

年金に加入して3年以上保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき支給されます。支給額は3年から10年が1万円、10年から15年が14,000円です。

なお、将来年金が支給される時物価や生活水準があがつて現在の年金額では安心できないと言われる方がありますが年金額や保険料の額は実情にみあうよう5年目ごとに改正されますから心配ありません。



所得比例制度の 保険料は月800円

国民年金でも所得のある人は、将来より多くの年金が受けることができるように、所得比例制度へ加入できます。保険料は1カ月350円ですから、一般の保険料450円と合せて800円納めていただきます。なお、農業者年金加入者は、所得比例制度に必ず加入しなければなりません。

国民年金は将来の生活設計のための貯蓄です。該当者でまだ加入していない人は、すぐに手続きをしてください。

手紙がたく家庭と市政

どしどしご意見を

市では、市民みなさんの意見や要望をうかがい、その声を市政に反映させていくため、市政を話しあう会、市民相談などの広聴制度を設けてありますが、新しい試みとして「市政へひとこと60日間」を実施いたします。

市政へひとこと60日間は、手紙で家庭と市をつなぐもので、市民みなさんが毎日の生活を通じて、市に対して感じていることを手紙に書いて出していただくものです。なお、手紙は、地区委員を通じて全世帯に配布していただきましたので、来年の1月31日までに出してください。

各世帯へ配布した手紙は、半分説明書がついていますので、きりとり線で切つて、切手を貼らずにそのまま投函してください。

みんなが市政へ参加

市政へひとこと60日間

この手紙は、市長がみなさんから市政に対するご意見や、ご要望、苦情などをおませただいて、これをよく検討して、市の仕事にとりいれて、「誰れもが抱かなくなる富士市」をつくりたいという願いからはじめたものです。あなたが、日頃お気づきになっていることはどんなことでも結構です。どしどしご意見をお寄せください。

整理の都合上、件名を記入してください。
(例) 公害防止、道路補修、ゴミ収集について、
と前のように記入してください。
この手紙は、お書きになったら、切手を貼らずに、そのまま投函してください。
市政へひとこと………は昭和47年1月31日
までにお願います。
きりとり線で、切つて投函してください。

手紙がたく 家庭と市政
お問い合わせは
企画調整部広報課まで
電話51-0123 内線 528

料金を受取人
郵便はがき
417-□□
(受取人)
富士市水田61番地の1
富士市役所
富士市長 渡辺彦太郎 行
(差出人)
住所
氏名
職業 年齢 TEL()